

事務事業の概要・計画 (PLAN)

事務事業名	消防団人件費支給事務	会計名称	一般会計		担当課	危機管理課		
		予算科目	9 款 1 項 2 目	事業番号	3910	所属長名	新田亮仙	
事業評価の有無	☒ 評価対象事業 ☐ 評価対象外事業（事業の概要・結果のみ）				担当責任者名	楠本員三		
法令根拠等	伊予市消防団の設置等に関する条例				実施期間	【開始】	平成 17 年度	
総合計画での位置付け	快適空間都市の創造					【終了】	平成	年度(予定)
	安全・安心に暮らせる災害に強いまちづくり							☒ 設定なし
総合計画における本事業の役割	市民の安全・安心の確保のため、防災体制の整備・充実を図る。							
事業の対象	伊予市消防団員			事業の目的	伊予市消防団の設置等に関する条例第7条に基づき、それぞれの職名に応じた報酬を支給する。			
事業の内容 (整備内容)	消防団員の年報酬を支給する。			昨年度の課題に対する具体的な改善策				

事業活動の内容・成果 (D0)

事業費及び財源内訳（千円）							事業活動の実績（活動指標）						
項目		前年度決算	当初予算額	補正予算額	継続費その他	翌年度繰越	決算額	項目	単位	28年度実績	29年度予定	9月末の実績	29年度実績
財源内訳	直接事業費	22,586	22,586	△ 245	0	0	22,053	年報酬	千円	22266	22586	11036	22053
	国庫支出金		0	0	0	0	0						
	県支出金		0	0	0	0	0						
	地方債		0	0	0	0	0						
	その他		0	0	0	0	0						
	一般財源	22,586	22,586	△ 245	0	0	22,053						
職員の人工（にんく）数		0.00	0.00				0.00						
1人当たりの人件費単価		8,086	8,017				8,017						
※ 直接事業費÷人件費		22,586	22,586				22,053						
主な実施主体		直接実施		実施形態（補助金・指定管理料・委託料等の記載欄）									
向こう5年間の直接事業費の推移（千円）						30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	5年間の合計		
						22,586	22,586	22,586	22,586	22,586	112,930		
成果指標	指標	改正報酬額の継続支給				単位	区分年度	28年度	29年度	30年度	目標 毎年度		
						千円		目標	22586	22568	22568	22568	
	指標設定の考え方	消防団員の処遇改善を図り消防団の充実に資する。				⇒	実績	22266	22053				
							指標で表せない効果				消防団員の処遇を改善することは、消防団員の確保の困難性のハードルを下げる。		

事務事業評価（CHECK）

新たな課題や当初の改善策に対する対応状況（今年度の途中経過）		「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」が施行された事に伴い、当市の消防団員報酬が改正され処遇が改善された事は、少子高齢化による消防団員の減少や消防団員確保において、一定の効果を発揮するものと認識している。									
事業評価	自己判定（担当責任者）	妥当性	目的の妥当性	5 4 3 2 1 5 4 3 2 1	施策の目的を果たすために必要不可欠な事業である。 概ね、施策の目的に沿った事業である。 この事業では施策の目的を果たすことができない。	5	合計点が 14～15：S 10～13：A 8～9：B 5～7：C 3～4：D	S	事業成果・工夫した点 事業の苦勞した点・課題	当市消防団員報酬が改正され消防団員の処遇が改善されたことは、消防団員確保対策において有効と認識した。確保対策により一定のハードルを下げたことは成果があった。 少子高齢化による消防団員の減少が続くなか、消防団員の7割近くが被雇用者となっている現状を踏まえ、日中の消防団員確保対策が急務となっている。	
			社会情勢等への対応	5 4 3 2 1 5 4 3 2 1	社会情勢等のニーズに合致する。又は、行政管理上必要な事業である。 社会情勢に概ね適合する。又は、行政管理上、概ね妥当である。 社会情勢又は行政管理事務に対応しておらず、見直しが必要である。	5					
			市の関与の妥当性	5 4 3 2 1 5 4 3 2 1	市が積極的に関与・実施すべき事業である。 今のところ市の関与・実施は妥当と判断できる。 市は関与しないで、民間や市民団体等に委ねるべきである。	5					
		有効性	事業の効果	5 4 3 2 1 5 4 3 2 1	市民生活の課題、又は行政内部の課題解決に大いに貢献している。 市民生活や行政内部の課題解決に向けて対応できている。 市民生活や行政内部の課題解決になっていない。	5	合計点が 14～15：S 10～13：A 8～9：B 5～7：C 3～4：D	A			
			成果向上の可能性	5 4 3 2 1 5 4 3 2 1	既に相応の成果を得ているが、まだまだ成果向上の余地がある。 今後、成果の向上が期待でき、事業継続の必要がある。 目的は十分達成されており、事業継続の必要性は低い。	4					
			施策への貢献度	5 4 3 2 1 5 4 3 2 1	施策推進への貢献は多大である。 施策推進に向け、効果を認めることができる。 施策推進につながっていない。	4					
		効率性	手段の最適性	5 4 3 2 1 5 4 3 2 1	現状では最善の手段であり、他の方策を検討する必要はない。 最適な手段であるが、更に民活、他事業との統合・連携等の検討の余地がある。 活動指標の実績も上がらず、効率的な手段の見直しが必要である。	5	合計点が 14～15：S 10～13：A 8～9：B 5～7：C 3～4：D	S			
			コスト効率	5 4 3 2 1 5 4 3 2 1	投入コスト以上の成果を得ており、コスト削減の余地は見当たらない。 コスト削減に向けた取り組みを実施し、それに見合う成果を得ている。 満足する成果にも達せず、まだまだ事業費・人件費の削減余地がある。	5					
			市民（受益者）負担の適正	5 4 3 2 1 5 4 3 2 1	他事例と比較し、財源・税負担も含め市民の負担は適正と認める。 他事例と比較し、財源・税負担も含め市民負担の検討の余地がある。 他事例と比較し、財源・税負担も含め市民負担の見直しが必要である。	5					
	一次判定（所属長）	妥当性	目的の妥当性	5 4 3 2 1 5 4 3 2 1	施策の目的に沿った事業である。 この事業では施策の目的を果たすことができない。	5	合計点が 14～15：S 10～13：A 8～9：B 5～7：C 3～4：D	S	事業の方向性 所 属 長 の 課 題 認 識	■ 事業継続と判断する。 ☐ 事業縮小と判断する ☐ 事業廃止と判断する （判断の理由） 義務的経費の支出に関する事務である。	
			社会情勢等への対応	5 4 3 2 1 5 4 3 2 1	社会情勢等のニーズに合致する。又は、行政管理上必要な事業である。 社会情勢に概ね適合する。又は、行政管理上、概ね妥当である。 社会情勢又は行政管理事務に対応しておらず、見直しが必要である。	5					
			市の関与の妥当性	5 4 3 2 1 5 4 3 2 1	市が積極的に関与・実施すべき事業である。 今のところ市の関与・実施は妥当と判断できる。 市は関与しないで、民間や市民団体等に委ねるべきである。	5					
		有効性	事業の効果	5 4 3 2 1 5 4 3 2 1	市民生活の課題、又は行政内部の課題解決に大いに貢献している。 市民生活や行政内部の課題解決に向けて対応できている。 市民生活や行政内部の課題解決になっていない。	4	合計点が 14～15：S 10～13：A 8～9：B 5～7：C 3～4：D	A			
			成果向上の可能性	5 4 3 2 1 5 4 3 2 1	既に相応の成果を得ているが、まだまだ成果向上の余地がある。 今後、成果の向上が期待でき、事業継続の必要がある。 目的は十分達成されており、事業継続の必要性は低い。	4					
			施策への貢献度	5 4 3 2 1 5 4 3 2 1	施策推進への貢献は多大である。 施策推進に向け、効果を認めることができる。 施策推進につながっていない。	4					
		効率性	手段の最適性	5 4 3 2 1 5 4 3 2 1	現状では最善の手段であり、他の方策を検討する必要はない。 最適な手段であるが、更に民活、他事業との統合・連携等の検討の余地がある。 活動指標の実績も上がらず、効率的な手段の見直しが必要である。	4	合計点が 14～15：S 10～13：A 8～9：B 5～7：C 3～4：D	A			
			コスト効率	5 4 3 2 1 5 4 3 2 1	投入コスト以上の成果を得ており、コスト削減の余地は見当たらない。 コスト削減に向けた取り組みを実施し、それに見合う成果を得ている。 満足する成果にも達せず、まだまだ事業費・人件費の削減余地がある。	3					
			市民（受益者）負担の適正	5 4 3 2 1 5 4 3 2 1	他事例と比較し、財源・税負担も含め市民の負担は適正と認める。 他事例と比較し、財源・税負担も含め市民負担の検討の余地がある。 他事例と比較し、財源・税負担も含め市民負担の見直しが必要である。	4					

施策を踏まえた判断	二次判定	☐	一次判定結果は以下の点について良好と評価し、更なる事業推進を求める。	⇒	指摘事項を踏まえ、事務改善、事業推進に努め、今年度の事務事業評価シートに反映させること。
		☒	一次判定結果のとおり事業継続と判断する。		
		☐	一次判定結果のとおり事業継続と判断するが、以下の課題を新たに追加する。		
		☐	一次判定は以下の点について外部評価が必要と判断し、行政評価委員会に諮ることとする。		
☐	一次判定結果のとおり事業縮小と判断し、行政評価委員会に諮ることとする。				
☐	一次判定結果のとおり事業廃止と判断し、行政評価委員会に諮ることとする。				
☐	既に事業廃止が決定していることから、廃止に向けた手続を行う。				

行政評価委員会の答申	外部評価	答申の内容

今後の方向性（ACTION）

の経営最終者判断議	事業の方向性	コメント欄	
	☐	さらに重点化する。	
	☒	現状のまま継続する。	
	☐	右記の点を見直しの上、継続する。	
	☐	事業の縮小を行う。	
	☐	事業の休止、廃止を行う。	